



BCJ-審査証明-66

建設技術審査証明書(建築技術)

技術名称:セメント系固化材を用いた深層混合処理工法
「ECM工法」

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に基づき証明するものである。

(開発の趣旨)

地盤中に礫等の障害物があると、共回り防止翼にかかる回転トルクの負荷が大きくなり、地盤への掘削搅拌翼の貫入が困難になる場合がある。このようなトラブルの回避と搅拌翼の共回り現象を抑制することを目的に、角度付共回り防止翼と半円状の掘削爪を装備した搅拌装置を開発した。また、品質の安定した地盤改良体を実現するために、リアルタイムによる施工管理が可能なデジタルディスプレイ式施工管理装置を開発した。

(開発の目標)

- (1) 角度付共回り防止翼と半円状の掘削爪を有する搅拌機を装備することにより、土質に左右されない均質な改良体(ソイルセメントコラム)の築造が可能であること。
- (2) 全自動プラントを使用し、固化材液(スラリー)製造過程の品質確保を図ること。
- (3) デジタルディスプレイ式「施工管理装置」により、信頼性の高いデータの管理が可能であること。

一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業(建築技術)業務規程及び約款に基づき、依頼のあったセメント系固化材を用いた深層混合処理工法「ECM工法」の技術内容について下記のとおり証明する。

2005年 3月 7日
2007年 7月 25日 (変更・更新(い))
2009年 3月 3日 (軽微な変更(ろ))
2010年 3月 18日 (変更・更新(は))
2012年 12月 26日 (軽微な変更(に))
2014年 11月 21日 (更新(ほ))



建設技術審査証明協議会会員

一般財団法人 日本建築センター
The Building Center of Japan

理事長 松野仁



記

1. 審査証明結果

本技術について、上記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 角度付共回り防止翼と半円状の掘削爪を有する搅拌機を装備することにより、土質に左右されない均質な改良体(ソイルセメントコラム)の築造が可能であると判断される。
- (2) 全自動プラントを使用し、固化材液(スラリー)製造過程の品質確保を図ることができると判断される。
- (3) デジタルディスプレイ式「施工管理装置」により、信頼性の高いデータの管理が可能であると判断される。

2. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

4. 審査証明の詳細(別添)

この審査証明技術を個々の工事等へ適用する際は、別添内容に従うこと。

5. 審査証明の有効期限 2020年3月17日

6. 審査証明の依頼者

新栄重機建設工業株式会社

住所 岩手県滝沢市大釜竹鼻 56 番地 2 (ろ)(に)(ほ)

地質工学株式会社

住所 大阪府大阪市港区弁天六丁目 4 番 6 号 (う)

アラタ工業株式会社

住所 千葉県船橋市湊町一丁目 1 番 17 号 MSビル 2 階 (う)(に)